

令和4年8月25日招集

令和4年 第8回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和4年第8回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第8回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和4年8月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番 大 江 正 好	2番 本 田 勝 彦	3番 門 脇 功
4番 東 海 林 光 輝	6番 寒 河 江 一 浩	7番 庄 子 裕 絵
8番 高 岡 貞 雄	9番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂
11番 吉 田 好 春	12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸
14番 阿 部 昇	15番 大 内 恒 一	16番 小 野 博
17番 岡 田 和 敏	18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第15号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第16号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第43号 農用地利用集積計画について
- 第 9 農地あっせん委員会の報告
- 第 10 農地転用委員会の報告
- 第 11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地主査兼係長	松 岡 義 朗	主 任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和4年第8回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番高岡茂雄委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

4番東海林光輝委員、6番寒河江一浩委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第7回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第15号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第8、議第43号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と3案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

それでは、令和4年、第8回東根市農業委員会定例総会議案を議案書に基づき、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第15号農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号9番、申請者住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字蟹沢字西●●●●、地目：田、面積：8,253 m²の内35.75 m²、土地の所有者：●●●●、転用の理由：農機具小屋を設置する、所要面積：農機具小

屋 35.75 m²。

以下、受付番号 10 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、1 件であります。

報第 16 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 51 番、土地の所在：大字羽入字北原●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,016 m²他 3 筆。賃貸人住所氏名：栃木県真岡市長田二丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●●、●●●●。解約後の利用：借人に売却であります。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、10 件です。

議第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 68 番、土地の所在：大字泉郷元後沢字石名坂●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：863 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。事由：高齢化による経営縮小、経営面積：47 a。譲受人住所氏名：東根市大字泉郷甲●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：58 a であります。

以下、受付番号 69 番から受付番号 73 番までは、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、7 頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号 74 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：雑種地、現況：樹園地、地積：256 m²。貸人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●、事由：高齢化による経営縮小、経営面積：164 a。借人住所氏名：東根市神町西三丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：165 a であります。

以下、受付番号 75 番から 76 番までの 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号77番、土地の所在：大字荷口字赤沼●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：641㎡他3筆。貸人住所氏名：河北町大字田井●●●●、●●●●。事由：経営移譲年金受給のため、経営面積：1,278a。借人住所氏名：河北町大字田井●●●●、●●●●。事由：期間満了につき再設定、経営面積：1,278aであります。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。

議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号31番、土地の所在：中央南一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積1,053㎡他1筆。譲渡人住所氏名：東根市三日町二丁目●●●●、●●●●、職業：農業。譲受人住所氏名：東根市一本木二丁目4番17号、株式会社小田島不動産 代表取締役原谷洋一、職業：不動産業、転用後の主要目的：宅地分譲、所要面積計1,254㎡。備考として、所有権移転があります。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請及び農地法第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。13頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、7計画です。

議第43号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号27番、土地の所在：大字羽入字北原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,016㎡他3筆。売人住所氏名：栃木県真岡市長田二丁目●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和4年8月25日。対価、総額：500,000円、支払い方法：口座、支払期限：令和4年9月15日、引き渡し時期：令和4年9月16日、買人の耕作面積は328aであります。

す。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 210 番、土地の所在：大字東根元東根字滝の沢●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：785 m²。貸人住所氏名：東根市本丸西一丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 4 年 8 月 25 日、終期：令和 14 年 8 月 24 日、賃借料：10 a あたり 6,349 円、10 年新規。借人の耕作面積は 249 a であります。

以下、受付番号 211 番から 215 番までの 5 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 3 件の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。9 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 8 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、

農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 6 件、賃貸借権設定の許可申請 3 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、合計 10 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 8 月 17 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 68 番から 73 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 74 番、75 番及び 76 番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 77 番の申請事由は期間満了

に伴う再設定であります。

このたびの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

2 番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【2 番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、2 番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 8 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 1 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 8 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

このたびの、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 31 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、宅地分譲を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会及び報告についてであります、お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【8 番 高岡貞雄委員】

8 番高岡です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 41 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 42 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 43 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番大江正好委員】

1 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 41 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【14 番阿部昇委員】

14 番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 41 号については、経営規模拡大及び期間満了につき再設定 によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 43 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 15 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 16 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 41 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 42 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 43 号、農用地利用集積計画について、以上 3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 41 号から議第 43 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 41 号から議第 43 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 4 年第 8 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午前 10 時 35 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員